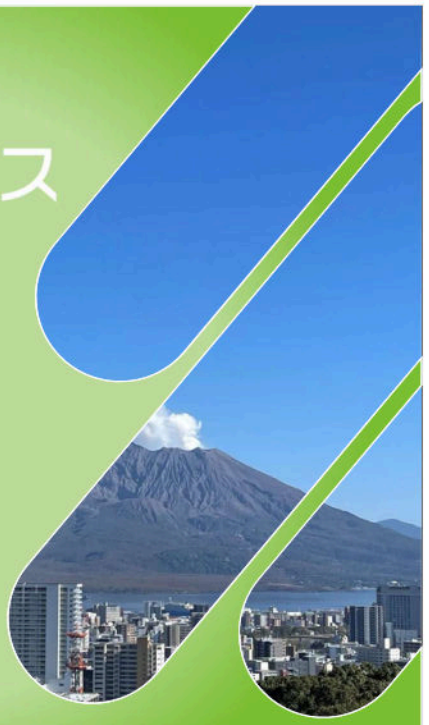
10. 『生活指導用コンテンツ』資料

せいかつしどう
生活指導ガイダンス

Lifestyle guidance for international students



学校法人九州総合学院
SCHOOL INSTITUTION of KYUSHU SOGO GAKUIN

Contents

Lifestyle guidance for international students

1 アルバイトについて ①
2 アルバイトについて ②
3 ゴミ出(だ)しについて ①
4 ゴミ出(だ)しについて ②
5 交通(こうつう)ルールについて
6 災害時(さいがいじ)の行動(こうどう)について



アルバイトについて ①

にほん はたら し
日本で働くときのルールを知っておきましょう。



りゅうがくせい しごと
1. 留学生ができる仕事



2. 働く時間のルール

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
		28時間まで				







3. アルバイトの許可

地方出入国在留管理官署から、許可をもらうとアルバイトができます。





資格外活動の許可を申請

在留カードの裏面に記載される

4. 賃金のトラブル

最低賃金を県のホームページで見る。

▼

働いた日と時間を記録しておく。

▼

アルバイト先で確認してもらう。

▼

学校や相談窓口に連絡する。



5. 働きすぎの問題

夜遅い時間のシフトが多い･･･

体調が悪くても休めない･･･

勉強時間がなくなる･･･



6. 仕事内容の契約

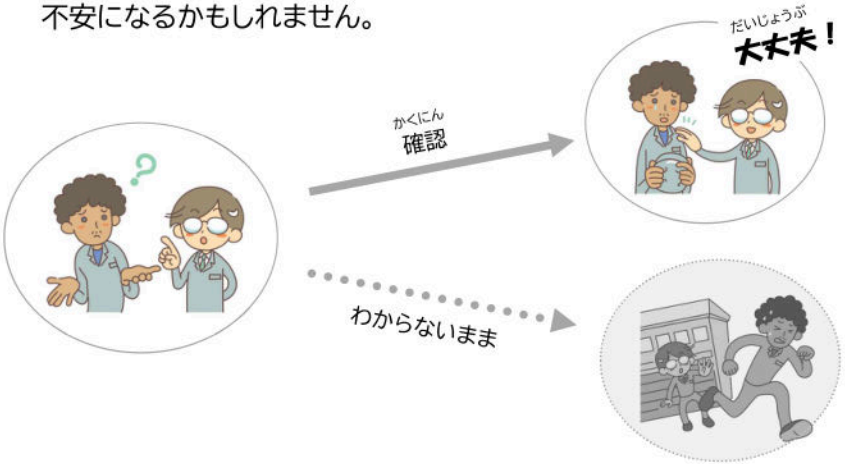


シフトを急に減らされたり、「やめてください」と言われたとき

1. 理由を聞く。
2. 日付と内容をメモに残して、誰かに相談する。

7. 言葉や文化のちがい

日本語がよくわからなかったり、日本の生活に慣れていないと不安になるかもしれません。



8. 仲間とのコミュニケーション

働く仲間との人間関係を大切に。

まずは、自分からあいさつをしましょう。



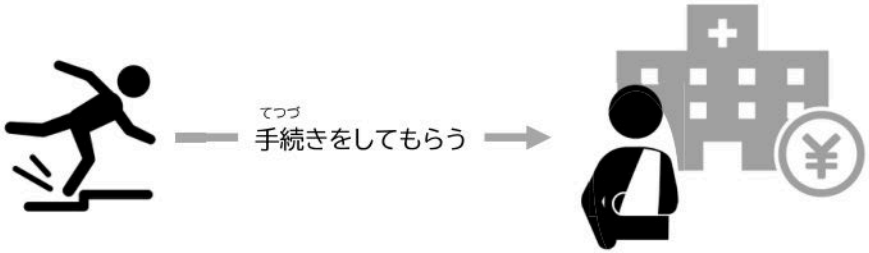
9. あぶない作業と安全

簡単な仕事ばかりではなく、
あぶない作業があるかもしれません。



10. 仕事中のケガと労災保険

仕事中のケガは、
労災保険で医療費が出る場合もあります。





Key Points

- 働く時間には、ルールがあります。
- 働く前に、許可が必要です。
- 口約束ではなく記録を残すようにしましょう。
- 仲間とコミュニケーションを大切にしましょう。
- 心も体も大切にして、留学生活を送りましょう。



生活指導ガイダンス

Lifestyle guidance for international students



Quick Quiz

Q

留学生(りゅうがくせい)は、1週間(いっしゅうかん)に何時間(なんじかん)まで働(はたら)けますか？

（1）20時間(じかん)まで

（2）28時間(じかん)まで

（3）40時間(じかん)まで

A

2

Q

「残業代(ざんぎょうだい)は出(で)ないよ！」と言(い)われたら、どうしますか？

（1）少(すこ)しだったら我慢(がまん)する。

（2）そのことをSNSに投稿(とうこう)する。

（3）理由(りゆう)を聞(き)き、記録(きろく)を持(も)って相談窓口(そうだんまどぐち)へ行(い)く。

A

3

アルバイトについて ②

怪(あや)しい仕事(しごと)に巻(ま)き込(こ)まれないようにしましょう。



1. あやしい仕事（闇バイト）

闇バイトって？

SNSや掲示板、メッセージアプリで募集される
やってはいけないアルバイトのこと。

犯罪！



2. 巻き込まれやすい理由

日本語を正しく理解できない。

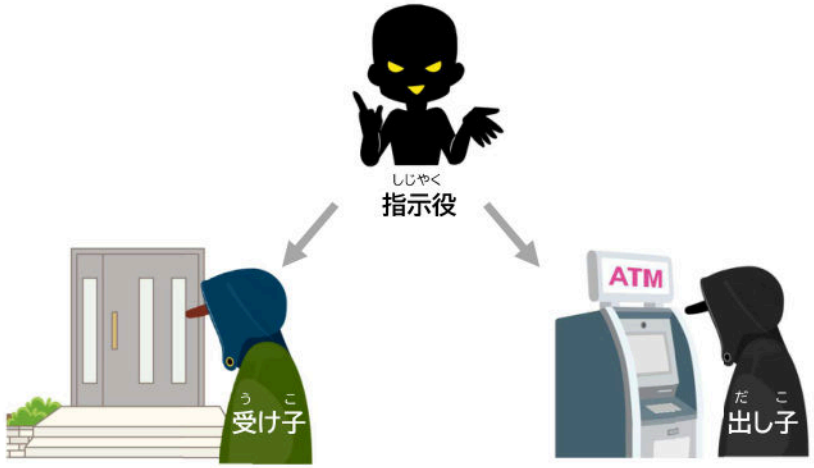
短期間でたくさんお金がほしい。

日本での働き方がよくわからない。



3. 闇バイトの例（特殊詐欺）

人からお金やキャッシュカード、口座情報をだまし取る犯罪



4. 闇バイトの例（運び屋）

覚醒剤や違法な品物を荷物として運ぶ犯罪



5. 闇バイトの例（マネーロンダリング）



不当なお金を

どこから受け取ったか、わからなくする犯罪



6. 闇バイトは許されない！

強制送還や再入国禁止になることもあります。



7. 闇バイトの見わけ方



8. 闇バイトを見つけたとき

怪しいと思いながら、応募してはいけません。



9. 仕事の相談窓口

住んでいるところの労働局にある

外国人労働者相談コーナー



13の言語で、労働条件に関する相談ができる

外国人労働者向け電話相談サービス



- 闇バイトは、犯罪。
- 日給3万円！など、怪しい条件のアルバイトに応募しない。
- 関わると、強制送還になることもある。
- よくわからないときは、誰かに相談する。



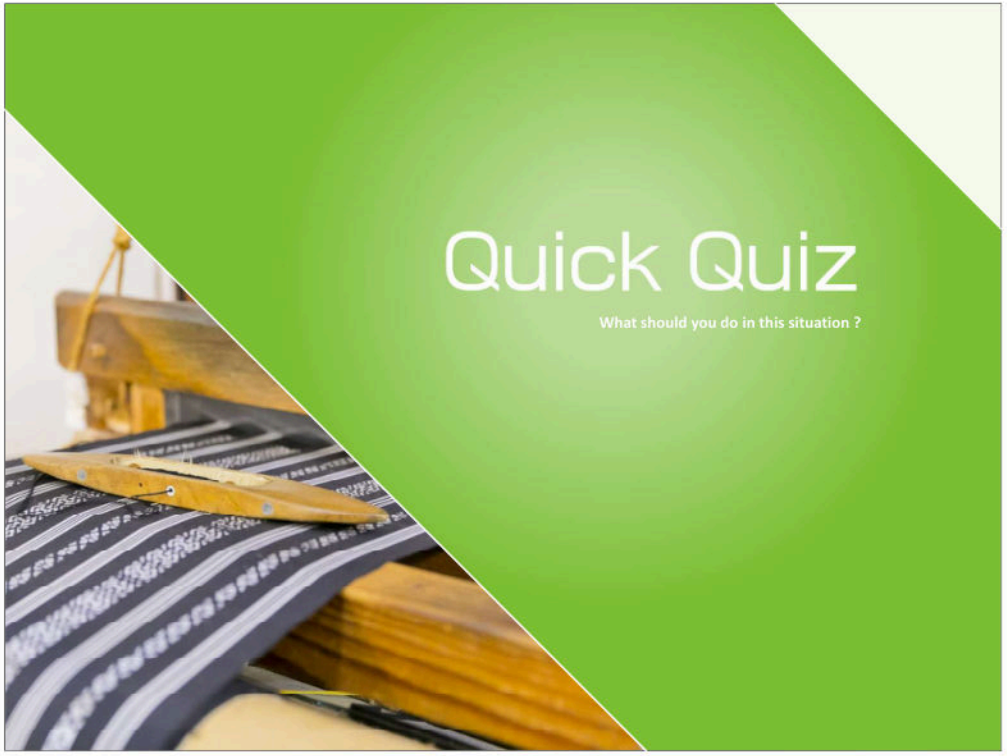
生活指導ガイダンス

Lifestyle guidance for international students



Key Points

Let's review the key points.



Quick Quiz

What should you do in this situation ?

Q 「預かるだけで3万円」という募集を見たらどうしますか？

（1）電話をして聞いてみる。

（2）ともだちと一緒に応募する。

（3）先生に見せて相談する。

A 3

ゴミ出しについて ①

ルールを知って、トラブルを防ぎましょう。



1. ゴミは、分別して出す。

日本では、ゴミを捨てるときのルールがあります。



2. ゴミの分類

大きな分類は、4つです。









3. ゴミを入れる袋

住んでいる地域で、指定のゴミ袋があります。

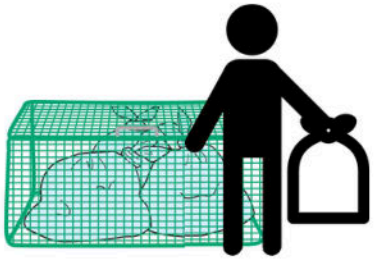


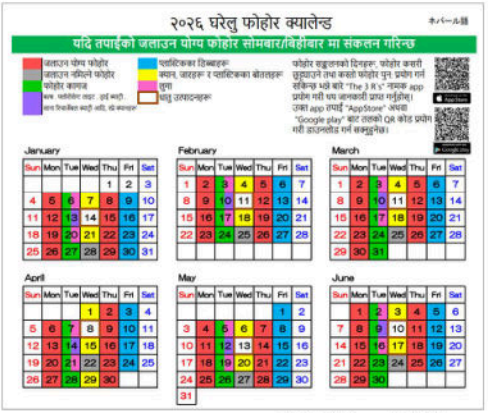
福岡県　福岡市

4. ゴミを出す場所・回収日・時間

それぞれの地域で、決められています。

・朝 8時30分までに出す地域が多い。
・夜 12時までに出す地域もある。





鹿児島県　鹿児島市

5. リサイクルできる資源ゴミ

リサイクルできるゴミは、
わかりやすく、きれいにして出します。



宮崎県　宮崎市（英語版ハンドブック）





6. 申し込みが必要な粗大ゴミ

大きなゴミは、捨てる前に手続きが必要です。





7. 事前申し込みの方法

電話だけでなく、WebやLINEの受付も始まっています。

Web



かごしまけん　かごしま
鹿児島県　鹿児島市

LINE



ふくおかけん　ふくおか
福岡県　福岡市

かごしま そだい うけつけ
鹿児島市粗大ごみWeb受付

【鹿児島市からのお知らせ】

- 令和7年1月6日より、粗大ごみのWeb受付を開始しました。
- 令和7年2月19日10時からキャッシュレス決済を開始しました。
 引き続き粗大ごみ処理手数料券での支払も可能です。
- Webから申込をされる方は、事前に注意事項を必ず確認された上でご利用ください。

Web受付を利用をされたことがある方（パスワードをお持ちの方）はこちら
パスワードの入力を3回間違えると、利用者情報がロックされますのでご注意ください。

メールアドレス 必須

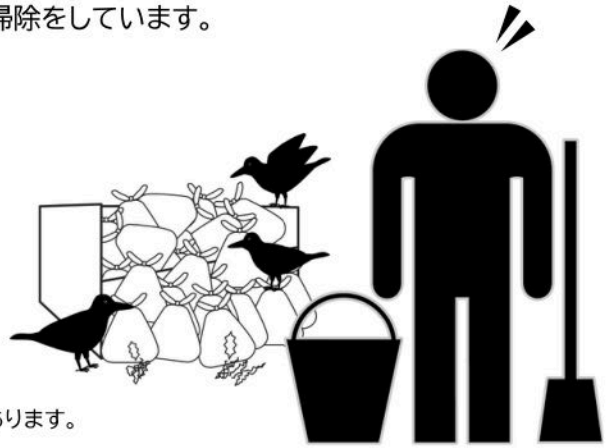
パスワード 必須

ログイン

パスワードをお忘れですか？

8. ゴミ出しのマナー

地域で気持ちよく暮らすため、
住んでいる人たちで掃除をしています。



当番にしているところもあります。



Key Points

Let's review the key points.

- ゴミは、分けて出す。
- 地域のルールを調べておく。
- 大きなゴミは、事前に申し込む。
- ゴミ出しのマナーを守る。



生活指導ガイダンス

Lifestyle guidance for international students



Quick Quiz

What should you do in this situation ?

Q 段ボールは、どのように捨てたら良いですか？

（1）組み立てたまま、資源ゴミの日に出す。

（2）燃えるゴミの日に出す。

（3）ひもで結び、資源ゴミの日に出す。

A 3

ゴミ出しについて ②

分けるのが難しいルールを調べていきましょう。



1. スプレー缶などの捨て方

ガスが残っていると、爆発することがあります。

・最後まで使って捨てる。

・残ってしまったら、ガス抜きをして捨てる。

・わからない時は、聞く。

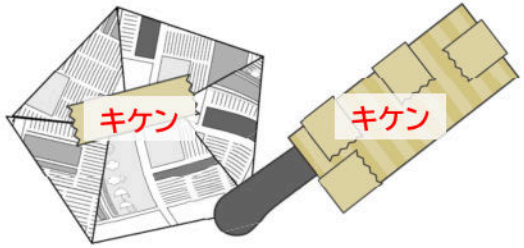




2. 蛍光灯・電球・ガラスなどの捨て方

ゴミを扱う人がケガをしないように

新聞紙などで包み、「キケン」と書いて出します。

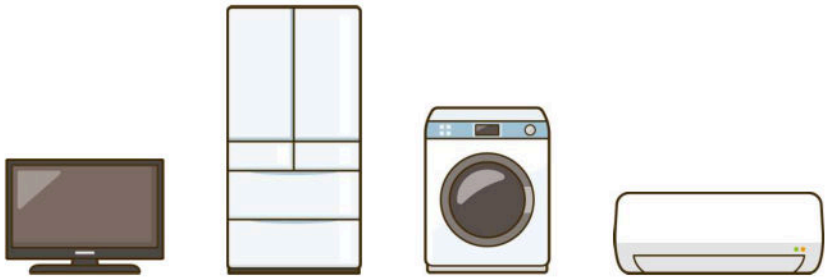




3. リサイクルできる家電の捨て方

家電リサイクル法の対象となるものは、地域のゴミ収集には出せません。

販売店や指定業者に引き取ってもらいます。

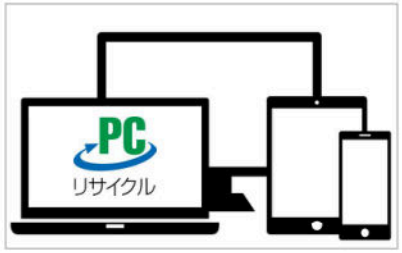


※料金がかかります。

4. パソコン・タブレット・スマートフォンの捨て方

中のデータを消して、捨てしましょう。

販売メーカー



パソコン処分業者



▲ リネットジャパンリサイクル株式会社

5. 不法投棄は、禁止！

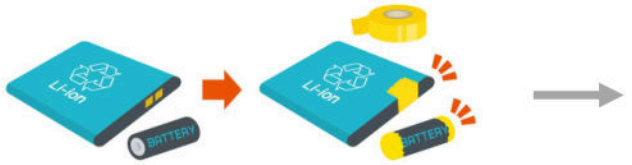
外出先にゴミ箱がない場合は、持ち帰って捨てます。



6. その他、分別が難しいゴミ

他のゴミに混ぜると危ないこともあります。

よく調べてから捨てるようにしましょう。

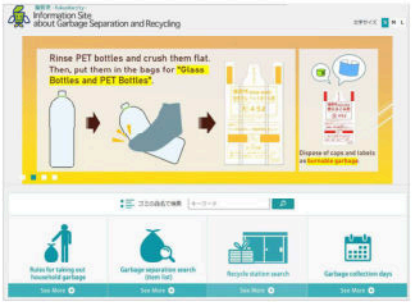




7. よくわからない時の調べ方 ①

住んでいる地域で、ゴミ出しのルールが違います。

市役所のホームページで調べましょう。



福岡県　福岡市



鹿児島県　鹿児島市

Kagoshima City 鹿児島市

फोहोरको वर्गीकरण खोजी

खोजशब्द

अ इ उ ए क ख ग घ च छ ज झ ट ठ ड ढ त थ द ध न प फ ब भ म य र ल व श स ह

अ

- आइस पिक (बरफ टुक्रा बनाउने)
- आउटडोर कुर्सी (काठ / प्लास्टिकबाट बनेको)
- आउटडोर कुर्सी (धातुले बनेको)
- आयन जेनरेटर
- १८ लिटर इम,पोर्टेबल इन्धन क्यान
- ओखल (काठ / ढुङ्गा)
- ओएसिस (फूलहरूको लागि पानी सोस्ने स्पन्ज)
- अडियो उपकरण
- ओभन टोस्टर
- आगोको (फायर) अलार्म
- औषधि (चक्की)



Key Points

Let's review the key points.

8. よくわからない時の調べ方 ②

ゴミの日を教えてくれるアプリもあります。

皆さんが住んでいる市では、どんなアプリがあるか調べてみましょう。



くまもとけん くまもとし
熊本県 熊本市

- スプレー缶は、ガスを抜いて捨てる。
- ガラス、包丁などは、包んで捨てる。
- リサイクル家電は、メーカーや業者に連絡する。
- パソコンなどは、必ずデータを消す。



生活指導ガイダンス

Lifestyle guidance for international students



Quick Quiz

What should you do in this situation ?

Q

どの分別がわからないゴミは、どうしますか？

（1）市役所のホームページやアプリで調べる。

（2）友だちに聞く。

（3）ゴミ袋の奥に入れ、見えないようにして出す。

A

1

Q

鏡の捨て方は、どれが正しいでしょうか？

（1）小さくして燃えるゴミに混ぜる。

（2）山へ捨てる。

（3）新聞紙などで包み、「キケン」と書いて捨てる。

A

3

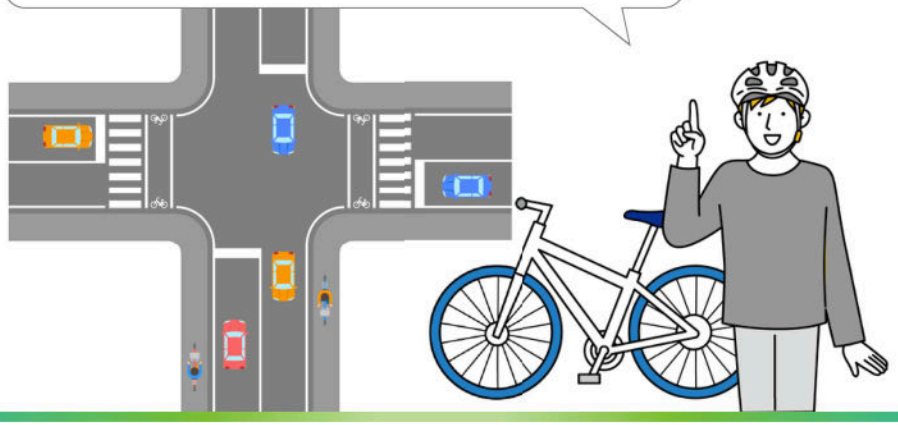
交通ルールについて

自転車に乗るときのルールを知っておきましょう。



1. 自転車は、車？　歩行者？

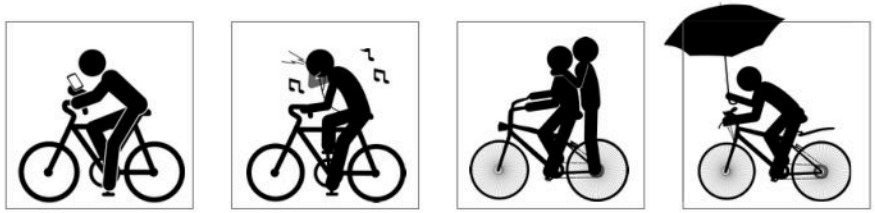
車の仲間だけど、ときどき歩行者にもなるよ！



2. 危ない乗り方

このような乗り方は、違反です。
危険なので、やめましょう。





3. 自転車で走るときの基本

基本的には、
自転車は車道の左側を走ります。



3. 自転車で走るときの基本

基本的には、
自転車は車道の左側を走ります。



4. 自転車が歩道を走れるとき

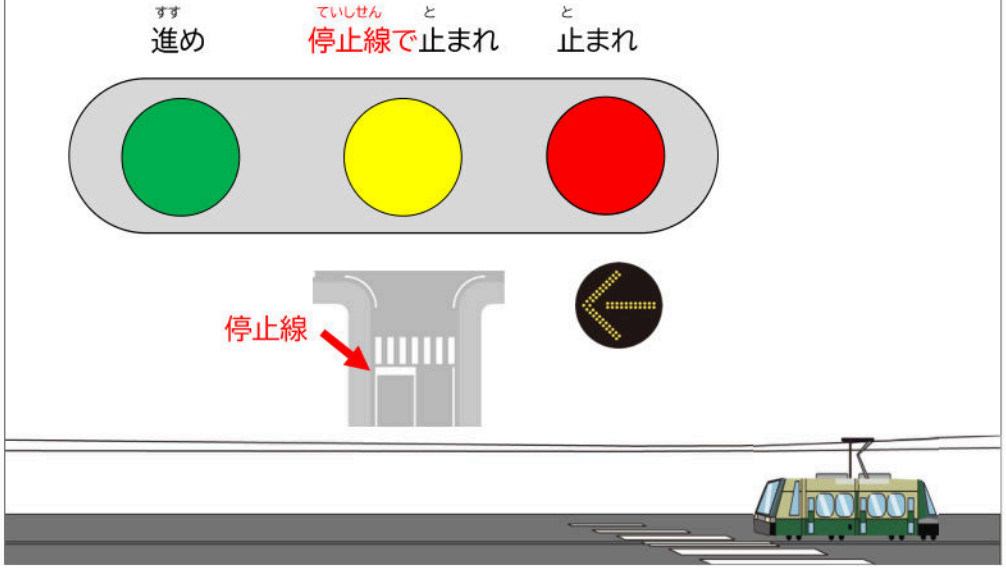
次のような時は、歩道を走ることができます。



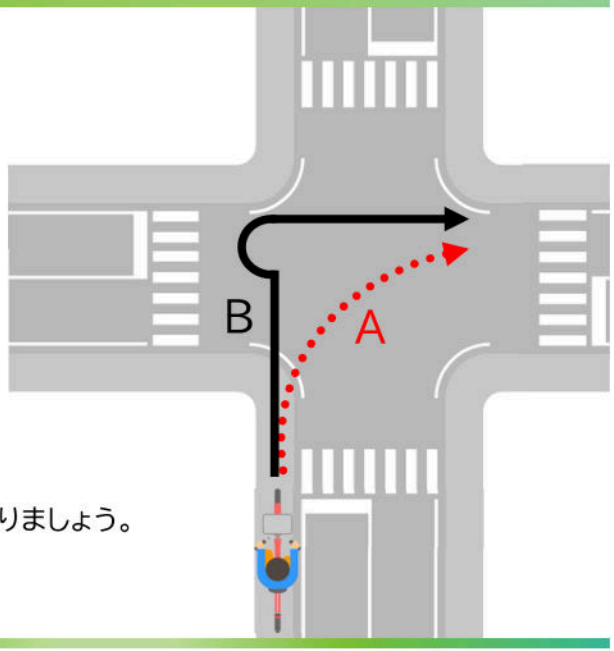




5. 信号を守る。



6. 交差点での曲がり方



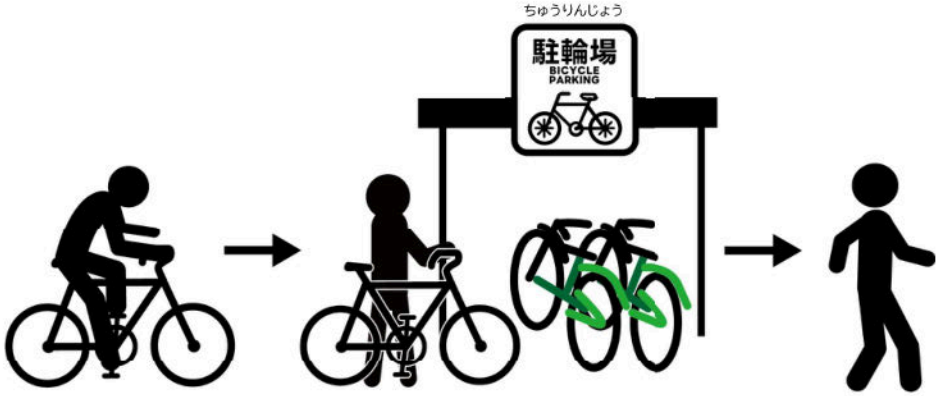
交差点では、

Bのような二段階で曲がりましょう。

7. 自転車を止めるときのマナー

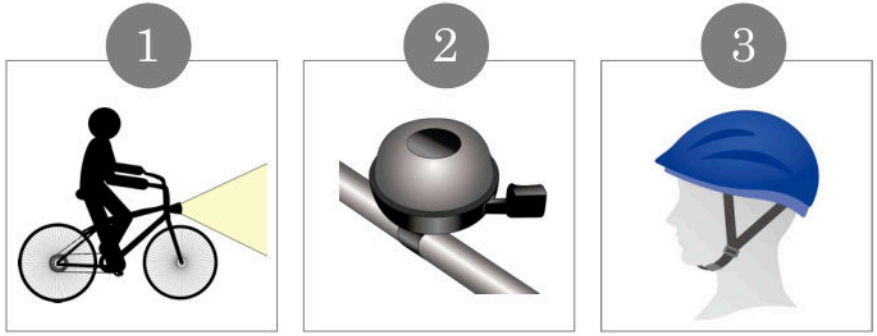
決められている場所に置きましょう。





8. 安全のための道具

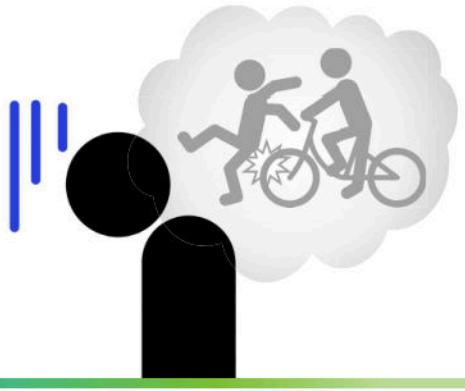
事故を防ぐための準備をしてから、乗りましょう。

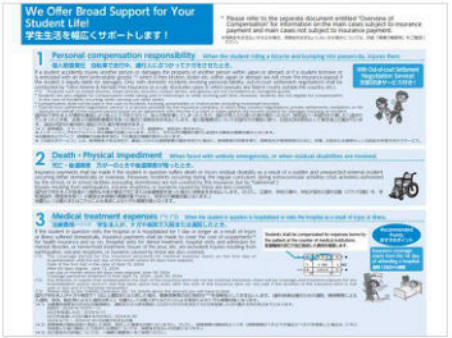


10. 自分と相手を守る保険

相手にケガをさせたとき、

高いお金を払うことがあります。





9. 事故が起きたら、どうする？

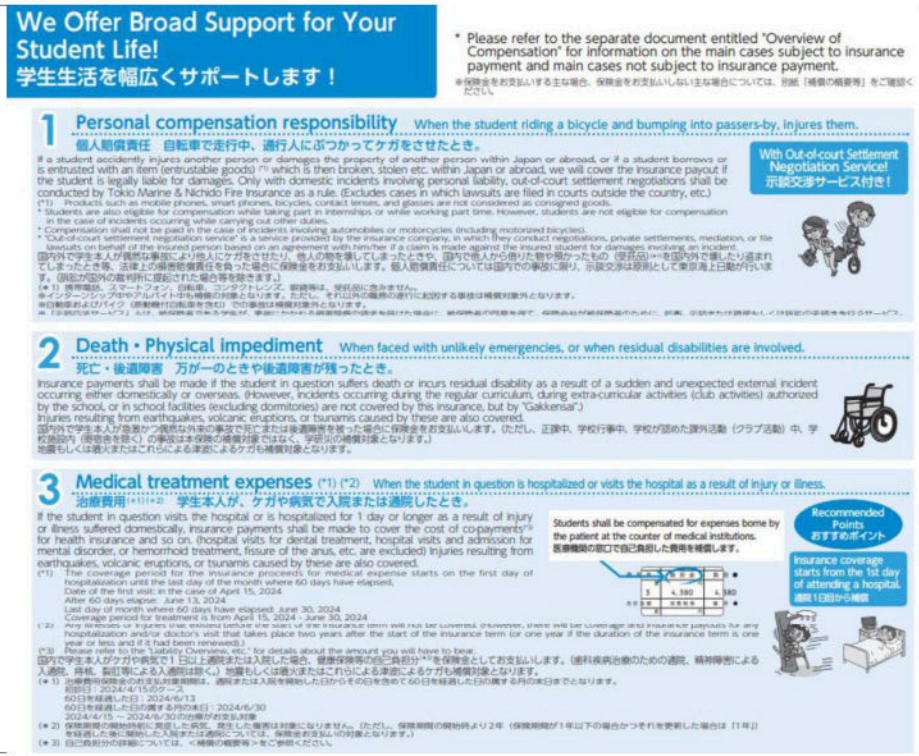


ケガや周りの状況を確認する。

110(警察)にTELする。

119(救急)にTELする。

学校や保険会社などにTELする。



We Offer Broad Support for Your Student Life!
学生生活を幅広くサポートします！

* Please refer to the separate document entitled "Overview of Compensation" for information on the main cases subject to insurance payment and main cases not subject to insurance payment.
※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、別紙「補償の概要等」をご確認ください。

1 Personal compensation responsibility When the student riding a bicycle and bumping into passers-by, injures them.
個人賠償責任　自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

With Out-of-court Settlement Negotiation Service! 示談交渉サービス付き！

If a student accidently injures another person or damages the property of another person within Japan or abroad, or if a student borrows or is entrusted with an item (entrustable goods) (*1) which is then broken, stolen etc. within Japan or abroad, we will cover the insurance payout if the student is legally liable for damages. Only with domestic incidents involving personal liability, out-of-court settlement negotiations shall be conducted by Tokio Marine & Nichido Fire Insurance as a rule. (Excludes cases in which lawsuits are filed in courts outside the country, etc.)
(*1) Products such as mobile phones, smart phones, bicycles, contact lenses, and glasses are not considered as consigned goods.
* Students are also eligible for compensation while taking part in internships or while working part time. However, students are not eligible for compensation in the case of incidents occurring while carrying out other duties.
* Compensation shall not be paid in the case of incidents involving automobiles or motorcycles (including motorized bicycles).
* "Out-of-court settlement negotiation service" is a service provided by the insurance company, in which they conduct negotiations, private settlements, mediation, or file lawsuits on behalf of the insured person based on an agreement with him/her if a claim is made against the insured student for damages involving an incident.
国内外で学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの（受託品）(*1)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
（原則が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）
(*1) 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。
※インターンシップやアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それぞれの職務の遂行に起因する事故は補償対象外となります。
※自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外となります。

2 Death・Physical impediment When faced with unlikely emergencies, or when residual disabilities are involved.
死亡・後遺障害　万が一のときや後遺障害が残ったとき。

Insurance payments shall be made if the student in question suffers death or incurs residual disability as a result of a sudden and unexpected external incident occurring either domestically or overseas. (However, incidents occurring during the regular curriculum, during extra-curricular activities (club activities) authorized by the school, or in school facilities (excluding dormitories) are not covered by this insurance, but by "Gakkensai".)
Injuries resulting from earthquakes, volcanic eruptions, or tsunamis caused by these are also covered.
国内外で学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。（ただし、正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（寄宿舎を除く）の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。）
地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

3 Medical treatment expenses (*1) (*2) When the student in question is hospitalized or visits the hospital as a result of injury or illness.
治療費用 (*1) (*2)　学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。

If the student in question visits the hospital or is hospitalized for 1 day or longer as a result of injury or illness suffered domestically, insurance payments shall be made to cover the cost of co-payments(*3) for health insurance and so on. (hospital visits for dental treatment, hospital visits and admission for mental disorder, or hemorrhoid treatment, fissure of the anus, etc. are excluded) Injuries resulting from earthquakes, volcanic eruptions, or tsunamis caused by these are also covered.
(*1) The coverage procedure for the insurance proceeds for medical expense starts on the first day of hospitalization until the last day of the month where 60 days have elapsed.
Date of the first visit in the case of April 15, 2024
After 60 days elapse: June 13, 2024
Last day of month where 60 days have elapsed: June 30, 2024
Coverage period for treatment is from April 15, 2024 – June 30, 2024
(*2) Any illnesses or injuries that existed before the start of the insurance term will not be covered. However, there will be coverage and insurance payouts for any hospitalization and/or doctor's visit that takes place two years after the start of the insurance term (or one year if the duration of the insurance term is one year or less and if it had been renewed).)
(*3) Please refer to the "Liability Overview, etc." for details about the amount you will have to bear.
国内で学生本人がケガや病気で１日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分(*3)を保険金としてお支払いします。（歯科疾病治療のための通院、精神障害による入院歯、義歯等による入歯治療は除く。）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。
(*1) 治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
初診日：2024/4/15のケース
60日を経過した日：2024/6/13
60日を経過した日の属する月の末日：2024/6/30
2024/4/15～2024/6/30の治療がお支払対象
(*2) 保険期間の開始時点に発症した疾病、発生した傷害は対象になりません。（ただし、保険期間の開始時より2年（保険期間が1年以下の場合かつそれを更新した場合は「1年」）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。）
(*3) 自己負担分の詳細については、<補償の概要等>をご参照ください。

Students shall be compensated for expenses borne by the patient at the counter of medical institutions.
医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

3	4,380	4,380

Recommended Points おすすめポイント

Insurance coverage starts from the 1st day of attending a hospital.
通院1日目から補償



Key Points

Let's review the key points.

- 自転車は、車の仲間。
- 違反すると青切符、罰金がある。
- 走るところ、交差点に注意する。
- 決められたところに止める。
- 事故が起きたら、きちんと対応する。



生活指導ガイダンス

Lifestyle guidance for international students



Quick Quiz

What should you do in this situation ?

Q 自転車が歩道を走れるのは、どんな時ですか？

（1）歩道に自転車OKの標識がある時

（2）どこを走ったら良いか、わからない時

（3）ヘルメットを付けていない時

A

1

Q

黄色の信号は、どのような意味がありますか？

（1）停止線で止まる。

（2）危なくなければ、進む。

（3）止まっても、進んでも良い。

A

1

1. いつ起きるかわからない災害

いつ・どこで起きるかわからないため、
あらかじめ予測、知っておくことが大切です。



地震　台風　土砂くずれ　津波　噴火

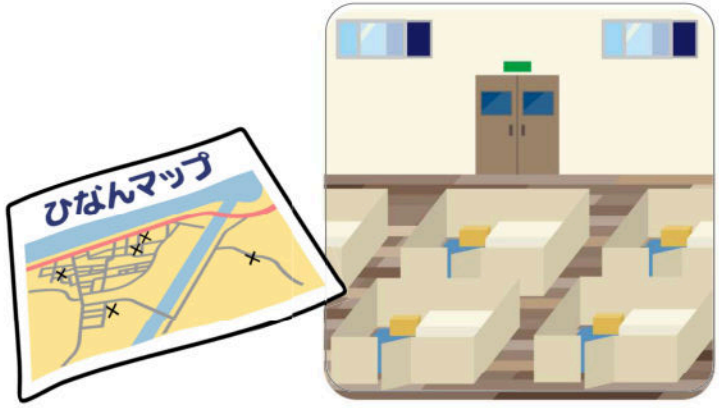
災害時の行動について

正しい情報で、安全に動きましょう。



2. 避難所について

安全な学校、地域の人が集まる公共施設などが
避難所になります。

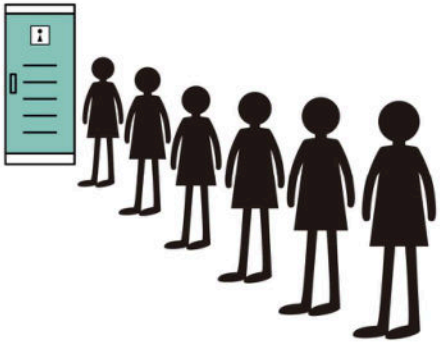


3. 避難所でのマナー

たくさんの人が集まります。

ルールを守り、みんなで協力しましょう。





4. それは、犯罪です！

勝手に持ち帰っては、いけません。









5. 災害時のSNSについて

デマ(Fake)は、流さない。

避難所での無断撮影は、禁止です。



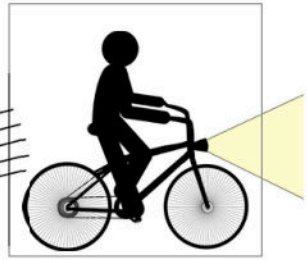


6. 災害時の移動について

交通ルールは変わりません。

危ないことをしないようにしましょう。

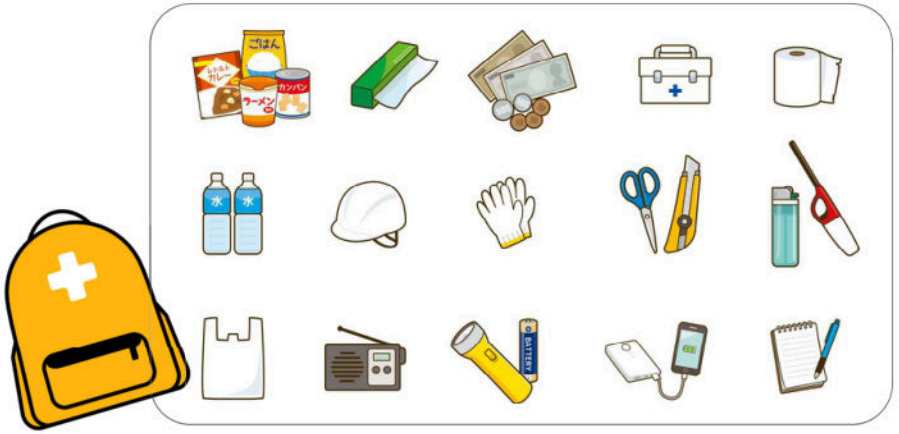






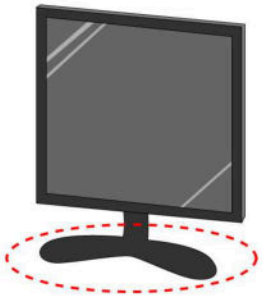
7. 災害時の備え ①

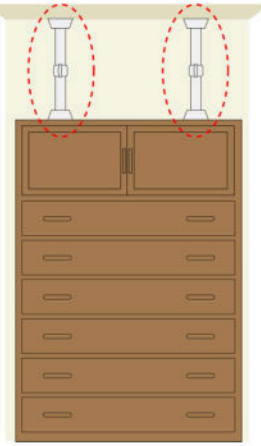
持ち出す物を、あらかじめ準備しておくことが大切です。



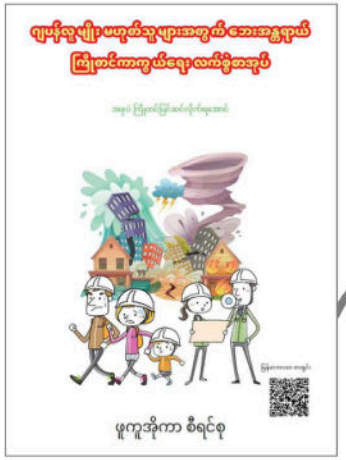
7. 災害時の備え ②

地震で家具が倒れないようにしておきましょう。





8. 相談窓口





ふくおかけん　がいこくじん　ぼうさい　かいていばん
福岡県　（外国人のための防災ハンドブック(改訂版)）



- [x] 避難所を確認しておく。
- [x] 避難所ではマナーを守る。
- [x] 災害のときもルールを守る。
- [x] 災害に備えておく。



生活指導ガイダンス

Lifestyle guidance for international students



Quick Quiz

What should you do in this situation ?

Q 災害が起きたら、どこに避難しますか？

（1）友だちの家

（2）たくさんの人が集まっているところ

（3）地域で決められている避難所

A 3

留学生の皆さんが、

日本で安心して学び、

毎日を安全に過ごせるように応援しています。

未来にアシストする。

学校法人 九州総合学院

SCHOOL INSTITUTION of KYUSHU SOGO GAKUIN

11. 『生活指導用コンテンツ』資料説明用原稿

スライド4

1、留学生ができる仕事
皆さんは、日本の教育機関で学ぶために来日していますが、その生活を支えるためのお金としてアルバイトは大切な収入源です。
ただし、留学生がアルバイトできる仕事には制限があり、主なアルバイトの例は、次のようなものです。
・レストランやカフェ
　これは、お客さまと会話することが多い飲食店ですので、笑顔が大切です。
・コンビニやスーパー
　たくさんのお客様が来ますので、覚えることがたくさん。
　レジでお金を預かることもあり、確認しながら進めなければいけません。
・工場
　こちらは、箱を組み立てたり、荷物を運ぶため、体力が必要です。
禁止されているものは、
・キャバクラやホストクラブなどの接客を伴う飲食店
・照度 10 ルクス以下という店内の照明が暗い飲食店
・パチンコ店
・マージャ店
・ゲームセンター
・性風俗関連特殊営業
などです。

スライド5

2、働く時間のルール
留学生の皆さんが働ける時間には、ルールがあります。
通常の期間は、1週間では、28 時間まで。
夏休みなどの長い休み（長期休暇中）は、1日 8 時間まで働くことができます。
ただし、この場合でも 1 週間、40 時間までです。
例えば、
1 日 8 時間レストランで働く場合は、1 週間で 5 日まで働くことができます。
6 日働くと、8 時間×6 日＝48 時間となり、ルール違反になります。
もし、会社の人から、「もっとシフトに入ってくれる？」と言われた場合は、働く時間のルールがあることを説明して、きちんと断りましょう。
このルールを守らないと留学生本人だけでなく、会社も法律違反になります。

スライド6

3、アルバイトの許可
皆さんは、日本で働くことが目的ではなく、教育を受けることを目的とした留学ビザで滞在しています。
そのため、基本的には働くことは認められていません。
しかし、入管と言われる地方出入国在留管理官署から、許可をもらうことでアルバイトができるようになります。
これを、資格外活動の許可と言います。
資格外活動をもらうためには、地方出入国在留管理官署に申請書と必要書類を出します。
手数料はかからず、オンラインでも申請できます。
申請書の書き方などは少し難しいので、住んでいるところの外国人在留総合インフォメーションセンターなどで聞きながら書くと安心です。
許可が出ると、在留カードの裏面に許可されたことが書かれます。
文字が小さいので、この部分を拡大します。

スライド7

赤い文字で、「許可、原則 28 時間以内、風俗営業等の従事を除く」と書かれています。
これが、許可されているという証明になります。
ただし、申請してすぐに許可されるわけではありません。
アルバイトを考えている人は、早めの手続きをしておきましょう。

スライド8

4、賃金のトラブル
せっかく働いたのに、
・残業代が払われなかった。
・法律で決められている最低賃金より安かった。
・給料がもらえなかった。
このようなことがあったら、困りますよね。
そうならないためには、働く前に住んでいる地域、県庁のホームページで最低賃金がいくらなのかを調べておきましょう。
また、会社に任せるのではなく、自分でも働いた日と時間を記録しておくことも大切です。
もし、おかしいなと感じたら、その記録を見せながら働いている会社で確認してもらいましょう。
それでも解決できなかった場合は、学校の先生や近くの労働に関する相談窓口などに連絡し、話を聞いてもらいましょう。
自分だけで解決しようと思わず、誰かに相談することはとても大切です。
このガイダンスでは、あとで主な相談窓口も紹介しますので参考にしてください。

スライド9

5、働きすぎの問題
アルバイトをすると、自分の思いどおりにいかないことがあるかもしれません。
例えば、
・夜遅い時間のシフトが多い。
・体調が悪くても休めない。
・その結果、勉強時間がなくなる。
などです。
無理をして働き過ぎると、心や体の調子を崩してしまい、留学生活を続けることが難しくなる可能性もあります。
皆さんは、日本で教育を受けることを目的として来ています。
この目的を忘れず、困ったときは一人で抱え込まないで、早めに学校の先生や担当の窓口に相談しましょう。

スライド１０

6、仕事内容の契約
仕事内容や条件がはっきりしていないと、後でトラブルになって嫌な思いをすることがあるかもしれません。
大切な約束は聞いただけで終わらせず、記録に残すことがとても重要です。
まず、仕事を始める前ですが、働く時間や交通費、給料などが書かれた書類をもらいましょう。
この書類を 「雇用契約書」 と言います。
少し難しい内容が書かれていることも多いです。
もし、書いてある内容がよく分からないときは、わからないままサインをせず、学校の先生や信頼できる人に見てもらってください。
働く前にもらえなかった時は、自分から会社に言いましょう。
言葉だけの約束は、あとでトラブルになることがありますので、「雇用契約書」をもらわないまま働き始めてはいけません。
次に、仕事を始めてからですが、働く時間が変更になったりしたときも、紙に書いたものをもらってください。
言葉だけの約束は、トラブルになることがあります。
また、「もう来月から来なくていいよ」と言われた場合は、理由を聞き、日付とそのときの内容をメモに残しておきましょう。
一人で悩まず、そのメモを学校の先生や信頼できる人に見せてアドバイスを受けることが大切です。

スライド１１

7、言葉や文化のちがい
皆さんが暮らしてきた国と日本では、文化や生活環境、言葉の使い方が違います。
そのため、日本語がよく分からなかったり、日本の生活にまだ慣れていないと、不安に感じることがあるかもしれません。
例えば、
・日本では電車が駅に到着すると、先に電車から降りる人が外に出ます。
・乗る人は降りる人が全員出てから、電車に乗ります。
このような場面を初めて見た人は、「なぜ、すぐに電車に乗らないのだろう？」と不思議に思うかもしれませんね。
アルバイト先でも、皆さんの国との違いがたくさんあると思います。
でも、会社の人が言っていることをよく理解できないままにしてしまうと、大きなミスにつながることがあります。
小さなミスだったとしても、それが続くとアルバイトを続けることがつらくなってしまうかもしれません。
そんなときは、そのままにせず、もう一度確認しましょう。
「もう一度お願いします」
「ゆっくり言ってください」
このように伝えれば、丁寧に教えてくれる人が多いはずです。
文化や言葉のちがいは、新しいことを学ぶチャンス。
違っていることも楽しい学びです。
少しずつ、わかることを増やしていきましょう。

スライド１２

8、仲間とのコミュニケーション
働く仲間との人間関係を大切。
まずは、自分から挨拶をしましょう。
コミュニケーションの基本は、挨拶です。
・会社に行ったら、「おはようございます」
・何かをしてもらったら、「ありがとうございます」
・迷惑をかけたら、「ごめんなさい」
慣れないかもしれませんが、いつも自分から声を出していくようにしていきましょう。
そうすることで、仕事仲間も安心して、皆さんと気持ちの良いコミュニケーションができるようになります。
言葉が少し間違っていても大丈夫です。
大切なのは、相手を思いやる気持ち。

挨拶や感謝の言葉を大切にすることで人間関係が良くなり、楽しく働くことができます。
しかし、ちょっとした誤解から差別の言葉や嫌なことを言われることがあるかもしれません。
そのようなときは一人で我慢せず、学校や相談窓口に連絡してください。
一緒に、解決方法を考えてもらいましょう。

スライド１３

9、あぶない作業と安全
皆さんが選んだアルバイトは、簡単な仕事ばかりではなく、あぶない作業があるかもしれません。
例えば、
・コンビニでフライドポテトを作る作業は、熱い油を使います。
・この時、手をやけどしないように注意しなければいけません。
また、安全のため、作る途中でその場所から離れてはいけません。
引っ越しや工場のアルバイトでは、重い荷物を運ぶ作業があります。
落とすと大変なので、安全に運ぶ方法を必ず教えてもらいましょう。
工場では、大きな機械のそばで作業をすることがあります。
もし、その機械に手を挟まれると、大きなケガにつながります。
スイッチを入れたりする操作も順番を間違えないよう、安全に作業をしなければいけません。
初めての作業をするときは、わかるまで教えてもらい、メモを取っておきましょう。
覚えるまでは、そのメモを見ながら丁寧に作業をすることが大事です。
自分ができないような難しい作業があったら、不安なまま続けるのではなく、
・「これは、難しいです」
・「これは、できません」
と、はっきり伝えることも必要です。

スライド１４

10、仕事中のケガと労災保険
どんなに注意していても、仕事中にケガをすることがあるかもしれません。
仕事中のケガは、労災保険で医療費が出る場合もあります。
医療費とは、病院で診察を受けたときや、薬をもらったときに払うお金のことです。
労災保険は、その医療費を支払ってくれる仕組みです。
これは、留学生の皆さん自身で手続きするものではなく、アルバイトの会社がおこなってくれます。
もし、ケガをしたらすぐに会社の人へ報告してください。
その後で病院へ行き、どのようにしていてケガをしたのかをメモしておきましょう。
労災保険の手続きは、間違いのないように進める必要があります。
このメモは、そのときに役に立ちます。

スライド１５

キーポイント
ここまでのまとめをしていきましょう。

スライド１６

働く時間には、ルールがあります。
1 週間に 28 時間、夏休みなどの長い休みの場合、1 日 8 時間まで大丈夫です。
働く前に、許可が必要です。
留学生は教育のためのビザなので、資格外活動の許可を取らなくてはいけません。
口約束ではなく記録を残すようにしましょう。
あとでトラブルにならないよう、見える形にして残すことが大切です。
仲間とコミュニケーションを大切にしましょう。
自分から挨拶をして、良い人間関係を作っていきましょう。
心も身体も大切にして、留学生活を送りましょう。
困ったことがあれば、一人で考えるのではなく、早めに相談をしましょう。
学校も、皆さんの留学生活が安全、安心、良い学びになるように一緒に考えていきます。

スライド１７

クイッククイズ
それでは、ここまで学んだことを、クイズ形式でアウトプットしてみましょう。

スライド１８

では、1 つめの質問です。
留学生は、1 週間に何時間まで働けますか？
1、20 時間まで
2、28 時間まで
3、40 時間まで
答えは、2 です。
留学生は、1 週間に 28 時間までです。
夏休みや冬休みなどの長い休みになれば、1 日 8 時間、1 週間で 40 時間まで働くことができます。
もし、アルバイト先で、「もっと働いて欲しい」と言われても、法律で定められているので断らなくてはいけません。
ルールを守らないと、アルバイトの留学生だけでなく、会社も法律違反になります。

スライド１９

では、2つめの質問です。
「残業代は出ないよ！」 と言われたら、どうしますか？
1、少しだったら我慢する。
2、そのことを SNS に投稿する。
3、理由を聞き、記録を持って相談窓口へ行く。
答えは、3です。
まずは、誤解がないかを確かめるため理由を聞きます。
解決が出来なかったら、自分で記録していた働いた時間のメモを持って、学校の先生や仕事に関する相談窓口へ行き、アドバイスをもらってください。
これは、時間の多い、少ないにかかわらず、我慢することではありません。
また、事実だったとしても SNS に投稿することで、大変なトラブルにつながることがあります。
次の「アルバイトについて②」では、外国人が働く時の相談窓口を2つ紹介していきます。

スライド２１

1、あやしい仕事
皆さんが、これからアルバイトを探していく中で、「簡単な仕事で、たくさんお金がもらえます！」という募集を見かけることがあるかもしれません。
条件が良いと、「やってみようかな」と興味を持ってしまいますよね。
しかし、そのような仕事の多くは、詐欺などの犯罪。
知らないうちに関わらされてしまう怪しいアルバイトです。
このような言葉を使い、SNS や掲示板、メッセージアプリで募集される、やってはいけないアルバイトのことを闇バイトと言います。
闇バイトは、犯罪です。
一度でも関わると大変なことになりますので、皆さんは、決してそのようなバイトに応募しないようにしてください。
これから、闇バイトの具体的な仕事内容や手口について、詳しく見ていきましょう。

スライド２２

2、巻き込まれやすい理由
まずは、なぜ留学生が闇バイトに巻き込まれやすいのかを考えてみましょう。
1つめは、留学生は、まだ日本語を正しく理解できないことが多いからです。
日本に長いこと住んでいるわけではありませんから、早口やあいまいな言い方で誘われると、言われるまま動いてしまうことがあります。
2つめは、日本にいる短期間に、たくさんお金がほしいという気持ちからです。

「仕事のあとですぐお金がもらえる！」
「少しの時間で3万円！」
このような言葉を聞くと、興味を持ってしまいますよね。
でも、そんなに簡単で高い給料がもらえる仕事は、ありません。
3つめは、日本での法律や働き方がよくわからないからです。
日本の生活、会社の仕組みは、皆さんの国と違うところがあります。
そのため、「日本では、こういうアルバイトが多いのかな…」と思ってしまうかもしれません。
このような理由から、日本に慣れていない人は、気づかないうちに闇バイトに巻き込まれていることがあります。

スライド２３

3、闇バイトの例
ここから、具体的な闇バイトについてお話していきます。
まずは、特殊詐欺です。
これは、電話や SNS などでうそを言って、人からお金やキャッシュカード、口座情報をだまし取る犯罪です。
この犯罪にはいくつかの役割があり、中心になるのは指示役。
仕事の内容や指示を送ります。
受け子という役割は、
指示を受けて家に行き、現金やキャッシュカードを受け取ります。
家にいる人は、受け子を悪い人だと思わずに渡しています。
出し子という役割は、
だまし取ったキャッシュカードを持って ATM に行き、お金を引き出します。
まったく関係のない人のお金を引き出す、重い犯罪です。
この受け子や出し子という役割を SNS で、
簡単！
預かるだけ！
と言って募集するのです。
自分が受け子や出し子だと、ほとんどの場合、仕事の詳しい内容は知らされず指示に従って動くだけですが、受け子も出し子も、詐欺グループの一員。
逮捕されて刑罰を受けることになります。

スライド２４

4、闇バイトの例
次は、運び屋です。
これは、覚醒剤や違法な物を荷物として運ぶ犯罪です。

預かった荷物を空港にいる犯罪グループの人に渡したり、箱や袋に入ったものをマンションなどに届けたりします。
中に何が入っているのか知らされていないことが多く、袋や箱を預かって渡すだけですので、悪いことをしているという気持ちはないかもしれません。
簡単！
渡すだけ！
確かにやることは簡単なのですが、預かった荷物の中身は違法な物。
それを運ぶことは、犯罪に加担することになります。
よく知らずに関わると、気付いた時にはグループから抜け出せなくなり、逮捕されて刑罰を受けることになります。

スライド２５

5、闇バイトの例
今度は、マネーロンダリングです。
お金を洗うという意味を含んだ言葉で、犯罪で得たお金をどこから来たものか、わからないようにする行為です。
詐欺グループが悪いことをして手に入れたお金は、そのまま使うとすぐに見つかってしまいます。
そこで、関係のないＡさんやＢさんの銀行口座を借ります。
借りた口座に入っているのは、詐欺グループのお金。
使うのも詐欺グループ。
でも、通帳の名前はＡさんやＢさんですから、すべてＡさんのお金が動いているように見えますよね。
このように、犯罪をして手に入れたお金だということをわかりにくくする複雑な流れです。
この時、Ａさんやさんは口座を貸したお礼のお金を受け取るのですが、
面接なし！
すぐにお金がもらえる！
そんな言葉に興味を持って関わると、逮捕されて刑罰を受けます。

スライド２６

6、闇バイトは許されない
特殊詐欺、運び屋、マネーロンダリングなどの闇バイトに関わると、強制送還や再入国禁止になることがあります。
せっかく目標を持ち、日本で教育を受けるために留学してきた皆さんは、このようなアルバイトには、決して関わらないでください。
知らなかったから…
脅かされたから…
それが本当だったとしても、法律では認められません。

一度、犯罪組織とつながってしまうと、自分の力だけで抜け出すことは、とても難しくなります。
だからこそ、最初から関わらないという強い気持ちを持っておきましょう。

スライド２７

7、闇バイトの見わけ方
ここからは、どのような募集で人を誘ってくるのかを見ていきましょう。
闇バイトは、SNS や求人サイト、口コミで伝わってきます。
例えば、
日給３万円！
簡単！
このような条件を見たら怪しいと考えてください。
前の章で説明したように、自分が住んでいるところの最低賃金を調べた人は、「これは、おかしいな」と気づけるはずです。
通常の給料より、あまりにも高い金額が書かれている場合は、何かが隠されていると疑うことが大切です。
他にも
預かるだけ！
受け取るだけ！
このような仕事は、通常、給料がもらえる内容ではありません。
面接なし！
LINE で OK！
顔や本名を知らない人のところで、仕事をしてはいけません。
働く前には、必ず雇用契約書をもらう必要があります。
そのことについて質問しても、説明をはぐらかしたり、はっきり答えない場合は、絶対に関わらないでください。

スライド２８

8、闇バイトを見つけたとき
このような募集を見たときに、少しでも怪しいと思ったら応募してはいけません。
もし、一度でも返信してしまったら、その相手をすぐにブロックしてください。
その後、やり取りの内容や募集画面を保存して、学校の先生や労働の相談窓口に見てもらいましょう。
相手とやり取りをする前に、
「このアルバイトに応募したいですけど」
と相談すれば、
先生や日本のことを良く知っている人は、すぐに
「これは犯罪だね！」

と教えてくれるはずです。
日本の生活に慣れていない留学生の皆さんは、早めの相談で自分を守るようにしましょう。
解決が難しい場合は、警察に相談することも必要です。

スライド２９

9、仕事の相談窓口
皆さんが住んでいる地域には、留学生や外国人を対象とした相談窓口がいくつかあります。
ここでは、代表的な相談窓口を２つ紹介します。
1 つめは、
皆さんが住んでいるところの労働局の中にある、外国人労働者相談コーナーです。
外国人労働者アドバイザーが、仕事や労働条件についての相談に対応してくれます。
ただし、対応できる言語は県によって異なりますので、事前にホームページで確認しておくと安心です。
2 つめは、
13 の言語で労働条件に関する相談ができる、外国人労働者向け電話相談サービスです。
それぞれの言語で電話番号が違います。
そのほか、留学生のサポートをする団体や県庁、市役所の中に、外国人向けのわかりやすい資料が用意されている場合があります。

スライド３０

キーポイント
ここまでのまとめをしていきましょう。

スライド３１

闇バイトは、犯罪。
渡すだけと思って気軽に始めたアルバイトが犯罪ということもあります。
日給３万円！など、怪しい条件のアルバイトに応募しない。
県のホームページに書かれている最低賃金を参考にしましょう。
関わると、強制送還になることもある。
知らなかった…、脅かされた…では、すまされません。
よくわからないときは、誰かに相談する。
一度でも関わると大変です。一人で判断するのではなく、学校の先生や信頼できる人に相談しましょう。

スライド３２

クイッククイズ
それでは、ここまで学んだことをクイズ形式でアウトプットしてみましょう。

スライド３３

では、質問です。
アルバイトを探している時に、「預かるだけで３万円」という募集を見たらどうしますか？
1、電話をして聞いてみる。
2、友だちと一緒に応募する。
3、先生に見せて相談する。
答えは、3 です。
自分だけで判断できないときは、学校の先生に見せて相談してみましょう。
気軽に電話をしてはいけません。
相手の履歴に残ってしまうと、後が大変です。
友だちと一緒だから安心ということもありません。
もしかしたら、あなたが友だちを犯罪に巻き込んでしまうかもしれません。

スライド３５

1、ゴミは、分別して出す。
日本では、ゴミを捨てるときのルールがあります。
それは、イラストにあるようにゴミを種類ごとに分けて出すことで、効率よく回収できるからです。
また、地球環境のためにゴミを減らすことにもつながります。
慣れるまでは大変だと思いますが、地域の皆さんと一緒に気持ちよく暮らしていくために大切なことです。
これから一般的なルールと住んでいる地域のルールを調べる方法を見ていきましょう。

スライド３６

2、ゴミの分類
家でよく出るゴミの中で、大きな分類は４つです。
1 つめは、燃えるゴミ。
ゴミ処理の工場で燃やすことができる物です。
例えば、
料理をしたあとの野菜や卵の殻、メモ用紙やティッシュ、落ち葉や小枝、再利用できない布です。
燃える物でも新聞紙や段ボールは資源になりますので、別の分類になります。

2 つめは、燃えないゴミ。
工場で燃やせない物です。
傘、お皿などの陶器、金属、ガラス。
ドライヤーなど袋に入るような小さな家電製品も含まれます。
3 つめは、資源ゴミ。
再利用できるものが対象で、ペットボトル、新聞紙、段ボール、ガラス瓶、空き缶などです。
ただし、割れてしまったガラス瓶は資源ではなく、燃えないゴミとなりますので、細かなルールもこのあとで説明していきます。
4 つめは、粗大ゴミ。
自転車やガスコンロ、家具、家電製品などの指定袋に入らないような大きな物です。
家電の中でも袋に入るような小さいものは、燃えないゴミとなります。
この粗大ゴミは、捨てる前に市役所へ申し込まなくてはいけません。
まずは、家でよく出る、この 4 つの分類を覚えてください。

スライド３７

3、ゴミを入れる袋
燃えるゴミを出すときに中が見えない袋を使うと、ゴミを回収するときに何が入っているのか確認できません。
そのため、住んでいる地域で指定のゴミ袋があります。
指定のゴミ袋は、透明または半透明となっており、コンビニやスーパーで購入できます。
そのような決まりがある地域では、このイラストのような黒いビニール袋を使うと、ゴミを回収してもらえないことがあります。
皆さんが住んでいる地域はどのような決まりになっているか、市役所のホームページで調べてみましょう。

スライド３８

4、ゴミを出す場所・回収日・時間
それぞれの地域で、決められています。
例えば、
ゴミを出す時間は、
朝 8 時 30 分までに出す地域が多いようです。
しかし、暗くなってから夜 12 時までに出す地域もあります。
住んでいる地域のルールを守りましょう。
ゴミを出す場所は、
マンションやアパートなどで決められています。
引っ越しの前に、マンションの所有者や不動産会社で聞いておきましょう。

地域によっては、カラスなどの動物がゴミを荒らさないよう、イラストのようなボックスを用意している場合もあります。
回収日は、
燃えるゴミは、1 週間に 2 回
燃えないゴミは、1 週間に 1 回
資源ゴミは、2 週間に 1 回
粗大ゴミは、月 1 回
などが多いようです。
このような決まりを書いたゴミ出しカレンダーを配っているのは、市役所です。
鹿児島市役所のホームページでは、このイラストのような英語、中国語、韓国語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、ベトナム語で書かれたゴミ出しカレンダーが公開されています。

スライド３９

5、リサイクルできる資源ゴミ
リサイクルできるゴミは、わかりやすく、きれいにして出します。
資源ゴミは、回収後に再利用するものですので、そのことを考えて捨てなければいけません。
例えば、
ペットボトルの場合、ボトルを軽くすすぎ、ラベルやキャップを外して、別々に捨てます。
ボトルは、ゴミ袋が膨らまないよう、軽くつぶしておくと良いでしょう。
汚れたまま出さないというのは、缶や瓶も同じです。
そして、新聞紙や本の場合、いくつかをまとめて紐で結んで出します。
段ボール 1 個でも、箱を組み立てたまま捨てると回収業者だけでなく、同じゴミ捨て場を使う人たちにも迷惑がかかります。
細かな分類ですので、慣れるまでは市役所のホームページなどで確認をしましょう。
外国語版の説明がダウンロードできるところも増えています。
次のページでは、宮崎県の英語版ハンドブックを拡大します。

スライド４０

これは、宮崎県宮崎市がホームページで公開している、ゴミと資源物の分け方・出し方についてのハンドブックです。
2026 年 1 月現在、日本語・英語・韓国語・中国語の 4 言語対応となっており、19 ページの PDF にわかりやすく書かれています。
他の市役所でも多言語対応が進んでいますので、捨てる前にこのような分類表を見て間違えないようにしましょう。

スライド４１

6、申し込みが必要な粗大ゴミ
自転車やガスコンロ、家具、布団などの大きなゴミのことを粗大ゴミと言います。
このようなゴミは、捨てる前に手続きが必要です。
手続きをしてお金を払うと粗大ゴミ処理券がもらえるので、ゴミに貼って出します。
ゴミの日だからと言って勝手に捨てると、不法投棄で罰金になることがあります。
ゴミの中でも家電は、大きさなどで分別が変わりますので、少しまとめておきます。
ドライヤーやアイロンなど、袋に入るような小さなものは、燃えないゴミ。
ガスコンロや扇風機など、袋に入らない大きなものは、有料の粗大ゴミ。
冷蔵庫などのリサイクル家電は、このようなゴミ収集とは別の業者に頼みます。
これについては、後ほど説明します。

スライド４２

7、事前申し込みの方法
粗大ゴミの申し込みは、電話だけでなく Web や LINE の受付も始まっています。
Web 申し込みの例は、鹿児島県鹿児島市の画面です。
クレジットや PayPay での支払いができます。
LINE 申し込みの例は、福岡県福岡市の画面です。
クレジットや PayPay での支払い、収集日前日の午前 9 時頃に LINE でリマインドのメッセージが届きます。
皆さんが住んでいる地域でも、Web や LINE での申し込みが始まっているかもしれませんので調べてみましょう。
次のページでは、Web 申し込みの画面を拡大します。

スライド４３

こちらが、鹿児島県鹿児島市の粗大ゴミ Web 受付画面です。
日本語での手続きは少し難しいかもしれませんが、住所などを入力し、最後に支払いを済ませると申し込みが完了します。
このような Web 申し込みでは、粗大ゴミ処理券はありません。
A4 サイズなどの用紙に、発行された手続番号を自分で書いて、ゴミに貼ります。

スライド４４

8、ゴミ出しのマナー
地域で気持ちよく暮らすため、住んでいる人たちで掃除をしています。

正しく分類する。
指定の日以外に出さない。
時間を守る。
などのルールを守りながら、ゴミを出す場所を自分たちで管理していきます。
管理人がいるマンションならば掃除当番は必要ありませんが、住んでいる人たちで掃除を当番にしているところもあります。
皆さんが住んでいる地域で、「次は、あなたが当番ですよ」と言われたら、残っているゴミがないかなどを時々チェックするようにしましょう。
このようなことを嫌だと感じるかもしれませんが、日本で暮らすためのコミュニケーション手段として積極的に関わってみてください。

スライド４５

キーポイント
ここまでのまとめをしていきましょう。

スライド４６

ゴミは、分けて出す。
大きな分類の 4 つを覚えておきましょう。
ペットボトルなどは洗って出す、段ボールは紐で結ぶなどのルールを守りましょう。
地域のルールを調べておく。
住んでいる地域によってルールは違います。
慣れるまでは、市役所が出しているゴミ出しカレンダーを確認してから捨てましょう。
大きなゴミは、事前に申し込む。
家具や自転車、布団、袋に入らない大きな家電は有料の粗大ゴミです。
捨てる前に、電話・Web・LINE からの申し込みが必要です。
ゴミ出しのマナーを守る。
地域で決められたルールを守るのは当然のことです。
ゴミ捨て場も、いつもきれいにしておくようにしましょう。

スライド４７

クイッククイズ
それでは、ここまで学んだことをクイズ形式でアウトプットしてみましょう。

スライド４８

では、質問です。
段ボールは、どのように捨てたら良いですか？
1、組み立てたまま、資源ゴミの日に出す。
2、燃えるゴミの日に出す。
3、ひもで結び、資源ゴミの日に出す。
答えは、3です。
資源ゴミの日であっても、箱を組み立てたまま捨ててはいけません。
また、段ボールは燃えますが、大切な資源として再利用ができるので、いくつかをまとめて結び、資源ゴミの日に出しましょう。

スライド５０

1、スプレー缶などの捨て方
ガスが残っていると爆発することがあります。
危ないので、
最後まで使って捨てる。
というのが、基本的なルールです。
でも、使い切れないことがあるかもしれません。
残ってしまったら、ガス抜きをして捨てるようにしましょう。
ガス抜きは、屋外でおこないます。
カセットボンベの場合は、先端を地面に押し付けてガスを出し切ります。
スプレー缶の場合は、ボタンを押して、シューッという音がしなくなるまで出します。
缶に穴を空けてガスを抜く方法は、危ないため、地域によっては禁止されています。
わからない時は、販売しているメーカーや市役所などで聞くようにしましょう。

スライド５１

2、蛍光灯・電球・ガラスなどの捨て方
電球や割れたガラスのコップ、鏡、包丁などは、とても危険です。
ゴミを扱う人がケガをしないように、新聞紙などで包み、キケンと書いて出します。
この時、目立つように赤いマジックを使うと良いでしょう。
分別は、地域のルールにより違いますが、燃えないゴミとして出すところが多いようです。
住んでいる市役所のホームページなどで確認しておきましょう。

スライド５２

3、リサイクルできる家電の捨て方
テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン。
これらは、家電４品目と言われ、リサイクルされる家電です。
このような家電リサイクル法の対象となるものは、地域のゴミ収集には出せません。
販売店や指定業者に引き取ってもらいます。
この場合、料金がかかります。
慣れるまで、家電の分別は難しいかもしれません。
ドライヤーなど、袋に入るような小さな家電は、燃えないゴミ。
ガスコンロなど、袋に入らない大きな家電は、粗大ゴミ。
リサイクル家電は、地域のゴミ収集ではなく、リサイクル業者に引き取ってもらう。
と覚えておきましょう。

スライド５３

4、パソコン・タブレット・スマートフォンの捨て方
先ほどのリサイクル家電と同じように、地域のゴミ収集には出せません。
これらの中には大切な個人情報が残っていることがあります。
必ず、中のデータを消して捨てましょう。
捨てる方法は、2つです。
1つめは、販売メーカーで回収してもらう方法です。
リサイクルマークが貼ってある場合は、無料になることが多いです。
よくわからない時は、買った時のメーカーに問い合わせてください。
2つめは、パソコン処分業者に回収してもらう方法です。
リネットジャパンリサイクル株式会社のホームページに手続きなどが書かれていますので、参考にしてください。
このような場合は、有料になることが多いです。
データが残っているのに無料で回収する業者などは、注意が必要です。
よく調べて手続きをしてください。

スライド５４

5、不法投棄は、禁止
外出先にゴミ箱がない場合は、持ち帰って捨てます。
日本では、自分が出したゴミは自分で持ち帰ることを子どもの頃から教えられています。
海や山でバーベキューを楽しんだり、観光地に行った時など、ゴミ箱がなければ持ち帰りましょう。
その場所で捨てると不法投棄という法律違反になり、罰金を取られることがあります。

また、家電なども捨て方がわからないからといって、山などに捨てると不法投棄になります。
必ずルールを守るようにしましょう。

スライド５５

6、その他、分別が難しいゴミ
他のゴミに混ぜると危ないこともあります。
よく調べてから捨てるようにしましょう。
例えば、スマホやパソコンに使われているリチウムイオン電池やモバイルバッテリーです。
これらは、普通のゴミとして出すと、衝撃や圧力が加わったときに火が出ることがあります。
住んでいるところの市役所、または、一般社団法人 JBRC のホームページなどで回収協力店を調べ、そこへ持って行きましょう。
捨てるときは、イラストのようにビニールテープやセロハンテープなどを貼り、店に置かれている小型充電式電池リサイクルボックスに入れてください。
他にも、電池が入っている家電は、その電池を外して捨てなければいけません。
日本に来てまだ慣れないうちは、捨て方に迷うことがあるかもしれません。
次は、ゴミについて調べる方法を見ていきましょう。

スライド５６

7. よくわからない時の調べ方　①
住んでいる地域によって、ゴミ出しのルールが違います。
皆さんが住んでいる市役所のホームページで調べましょう。
キーワードを入力すればどの分別なのかを検索できるようになっているところもあります。
例えば、
福岡県福岡市のホームページでは、日本語以外に英語、韓国語、中国語があります。
鹿児島県鹿児島市のホームページでは、日本語以外に英語、韓国語、ネパール語、ベトナム語、中国語があります。
次のページでは、鹿児島県鹿児島市の画面を拡大します。

スライド５７

こちらが、鹿児島県鹿児島市のキーワード検索画面、ネパール語版です。
ゴミの分別について検索する以外に、粗大ゴミ回収の受付窓口、木の枝を切った時の受付窓口などもありますので、大変便利です。

スライド５８

8、よくわからない時の調べ方　②
市役所のホームページで調べる以外に、ゴミの日を教えてくれるアプリもあります。
皆さんが住んでいる市では、どんなアプリがあるか調べてみましょう。
このイラストは、熊本県熊本市のアプリ画面です。
ゴミカレンダー機能や、収集予定日のアラート機能、ゴミ分別辞典など、便利な機能がそろっています。
日本語以外に、英語、中国語、やさしい日本語にも対応しており、わかりやすくなっています。

スライド５９

キーポイント
ここまでのまとめをしていきましょう。

スライド６０

スプレー缶は、ガスを抜いて捨てる。
中にガスが入ったまま捨てると爆発することがあります。
ガスが無い状態にして捨ててください。
ガラス、包丁などは、包んで捨てる。
そのまま捨てると回収するときにケガをします。
新聞紙などで包み、キケンと書いて捨ててください。
リサイクル家電は、メーカーや業者に連絡する。
テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンなど、リサイクルできる家電４品目は、リサイクル料金と運搬料金を払って回収してもらいます。
パソコンなどは、必ずデータを消す。
大切な個人情報を残さないようにして、販売メーカーやパソコン処分業者に処分してもらいましょう。

スライド６１

クイッククイズ
それでは、ここまで学んだことをクイズ形式でアウトプットしてみましょう。

スライド６２

では、質問です。
鏡の捨て方は、どれが正しいでしょうか？
1、小さくして燃えるゴミに混ぜる。

2、山へ捨てる。
3、新聞紙などで包み、危険と書いて捨てる。
答えは、3です。
鏡のように割れるものは、回収する時にケガをすることがあります。
安全な状態にして捨ててください。
どの分類になるかは、地域によって違うこともあります。

スライド６３

では、質問です。
どの分別がわからないゴミは、どうしますか？
1、市役所のホームページやアプリで調べる。
2、友だちに聞く。
3、ゴミ袋の奥に入れ、見えないようにして出す。
答えは、1です。
分別が難しいゴミは、正しく理解していない人もいます。
市役所などで公開されている正しい情報を調べましょう。

スライド６５

1、自転車は、車？歩行者？
歩いている人のことを歩行者といいます。
自転車は、歩行者ではなく車の仲間になります。
しかし、狭い道路では車と同じように走ると危ないところもあります。
そのため、安全に走れるように、自転車は車の仲間でありながら、時には歩行者と同じ扱いになることがあります。
これから、車の仲間だけど、ときどき歩行者にもなる自転車の交通ルールを見ていきましょう。

スライド６６

2、危ない乗り方
スマホを見ながら乗る。
音楽を聴きながら乗る。
このような乗り方は、周りの状況を見ることができず、とても危険です。
二人乗り。
ただし、子どもを乗せるためのチャイルドシートがある場合は、例外として認められています。
傘をさして乗る。
ハンドルに傘を固定する道具を付けることも、やめておきましょう。

他に、お酒を飲んだ後に乗ることも大変危険です。
このような乗り方は、違反になります。
青切符という書類を受け取り、罰金を払わなければなりません。

スライド６７

3、自転車で走るときの基本
基本的には、自転車は車道の左側を走ります。
自転車は車の仲間です。
歩行者が歩く道ではなく、車が走る道路の左側と覚えておきましょう。
このように、車の右側を走るのは、危険です。

スライド６８

こちらの自転車の動きが正しい走り方です。
道路を走っている車と並ぶように、左側を走りましょう。

スライド６９

4、自転車が歩道を走れるとき
自転車は車の仲間ですが、ときどき歩行者と同じ扱いになることがあると説明しました。
次のようなときは、歩道を走ることができます。
1つめは、
このような青い標識がある歩道
歩行者と自転車が通れる道には、標識が立てられています。
2つめは、
小さな子どもやお年寄りの方が運転する自転車
3つめは、
車道を走ることが危険な場合
例えば、道路工事や自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなどの場合です。
しかし、歩道の真ん中を走ったり、スピードを出したりしてはいけません。
歩いている人のための道だということを忘れないようにしましょう。

スライド７０

5、信号を守る。
信号は必ず守らなければいけません。
青色は、進め

赤色は、止まれ
黄色は、停止線で止まれ。
交差点に入り前の車道に白い線が引かれていますので、そこで止まりましょう。
ただし、無理に止まると危なくなる場合があります。
その場合は、注意しながら進みます。
黄色は、進んでよいという意味ではありません。
交差点に入る前に止まるのが基本と覚えておきましょう。
そして、地域によっては車道に路面電車が走っているところもあります。
その場合、電車だけの合図が信号機の下に矢印などが出ます。
そのような地域に住んでいる皆さんは、どのような意味があるのかを調べておきましょう。

スライド７１

6、交差点での曲がり方
交差点は、注意しながら運転をしてください。
右に曲がるときは、
A のように、車と一緒に曲がるのは大変危険です。
このような曲がり方をしてはいけません。
B のように、
いったん、まっすぐ進む
角で止まり、向きを変える
信号が青色になってから進む
という二段階で曲がりましょう。
左に曲がるときは、そのままの流れで曲がります。
しかし、車を運転している人から見えにくいので、事故を起こさないように注意が必要です。

スライド７２

7、自転車を止めるときのマナー
自転車は、決められている場所に置きましょう。
自転車が置ける場所のことを駐輪場といいます。
行く前に駐輪場の場所を調べておき、そこへ止めるようにしてください。
自転車は盗まれることもありますので、２つの鍵をかけるようにしましょう。
このような駐輪禁止の標識があるところに止めるのは違反です。
道や店の前に長い時間止めることもやめましょう。
市役所などが自転車を持っていくことがあります。
そうすると、自分で引き取りに行かなくてはいけません。
お金も払わなければいけません。

スライド７３

8、安全のための道具
事故を防ぐための準備をしてから乗りましょう。
自転車は気軽に乗れるのが良い点です。
しかし、注意しなければ危険な乗り物に変わります。
夜に走るときは、ライトを必ず付けましょう。
ライトを付けておかなければ、周りの人は自転車に気付かないかもしれません。
そして、あなたも歩いている人が見えないため、危険です。
ベルやブレーキの調子、タイヤの空気など自転車が安全に使える状態かどうかを確かめておきましょう。
ヘルメットは、努力義務で違反ではありませんが、できるだけかぶりましょう。
事故の時、頭を守ることができます。

スライド７４

9、事故が起きたら、どうする？
安全に運転していても事故を起こすかもしれません。
その時、慌てないことが大切です。
前もって、もし事故が起きたら、どのようにしたら良いのかを知っておきましょう。
1、ケガや周りの状況を確認する。
2、110 番に電話する。
3、学校や保険会社などに電話する。
事故の状況によっては、救急車が必要になる場合もあります。
その時は、119 番に電話します。
小さな事故でも、そのまま通り過ぎてはいけません。

スライド７５

10、自分と相手を守る保険
相手にケガをさせたとき、
高いお金を払うことがあります。
人だけでなく、物を壊したときも同じです。
もしものときのために、自転車の保険に入っておきましょう。
自転車の保険に入ることが決められている地域もあります。
次のページでは、留学生の皆さんが入れる保険の例を拡大します。

スライド７６

こちらが、留学生向け学研災付帯学生生活総合保険、インバウンド付帯学総と言われるものです。
日本語の他、英語、中国語、韓国語、ベトナム語の説明が、ホームページで公開されています。

スライド７７

キーポイント
ここまでのまとめをしていきましょう。

スライド７８

自転車は、車の仲間。
ただし、時には歩道を走ることもあります。
違反すると青切符、罰金がある。
スマホを見ながら、傘をさしながらの運転は危険です。
走るところ、交差点に注意する。
車道の左側を走り、交差点を右に曲がるときは、二段階で曲がります。
決められたところに止める。
事故が起きたら、きちんと対応する。
小さな事故だから大丈夫！ということはありません。

スライド７９

クイッククイズ
それでは、ここまで学んだことをクイズ形式でアウトプットしてみましょう。

スライド８０

では、質問です。
自転車が歩道を走れるのは、どんな時ですか？
1、歩道に自転車 OK の標識がある時
2、どこを走ったら良いか、わからない時
3、ヘルメットを付けていない時
答えは、1 です。
他に、
子どもやお年寄り、身体に障害のある方が自転車に乗っている時
車道の幅が狭い

車の交通量が多い
通行すると事故の危険がある時
などは、歩道を走ることができます。

スライド８１

では、質問です。
黄色の信号は、どのような意味がありますか？
1、停止線で止まる。
2、危なくなければ、進む。
3、止まっても、進んでも良い。
答えは、1 です。
2 が正解と勘違いされやすいのですが、黄色は、停止線で止まるのが基本です。
すでに停止線を越えてしまっていたり、急に止まることで危なくなる場合のみ、進むことができます。

スライド８３

1、いつ起きるかわからない災害
いつ・どこで起きるかわからないため、あらかじめ予測、知っておくことが大切です。
日本では、
地震・台風・大雨による土砂崩れ・津波・火山噴火
などの災害が起こることもあります。
これから、災害が起きた時に、どうすれば良いかを見ていきましょう。

スライド８４

2、避難所について
安全な学校、地域の人が集まる公共施設などが避難所になります。
災害が起きたら、早めに近くの避難所へ行きましょう。
災害が起きると、一人で家にいるのは危険です。
正しい情報を受け取れないかもしれません。
皆さんが住んでいるところの近くには、あらかじめ決められた避難所があります。
市役所のホームページなどで、事前に調べておきましょう。

スライド８５

3、避難所でのマナー
避難所には、たくさんの人が集まります。

ルールを守り、みんなで協力しましょう。
大声で話すと、周りの人が休めません。
話す声は小さくしましょう。
音楽や動画の音は切るか、イヤホンを使いましょう。
物を配るときは、順番を守ります。
ゴミも、分別して出します。
避難所の場所は、みんなで使う場所です。
必ずマナーを守り、みんなで協力して過ごしましょう。

スライド８６

4、それは、犯罪です！
災害が起きると、食べ物が不足することもあります。
そんな時でも、勝手に持ち帰ってはいけません。
例えば、
人の家に飲み物があることがわかっていても、勝手に持ち帰ってはいけません。
食べ物が足りないからといって、人と奪い合ったり、喧嘩をしたりすることもいけません。
閉まっているお店に入って勝手に食べ物などを取るのもいけません。
これらは、犯罪です。
みんなが不安になる時こそ、落ち着いて行動することが大切です。

スライド８７

5、災害時の SNS について
デマは、流さない。
市役所などが発表していない SNS の情報を、すぐに広めないでください。
正しくない情報を広めると、みんなが混乱して困ります。
避難所での無断撮影は、禁止です。
SNS へ勝手にアップロードすることもいけません。
避難所には、体調が悪い人や不安な気持ちの人もいます。
そんな時に、他の人の写真を無断で撮影、投稿してはいけません。

スライド８８

6、災害時の移動について
災害のときでも、交通ルールは変わりません。
危ないことをしないようにしましょう。
信号無視

自転車のライトをつけない運転
これらは、とても危険です。
そして、電車やバスでの移動も必ず料金を払ってください。
お金を払わずに乗ることは犯罪です。
ただし、津波などで緊急避難するときなどは、案内する人に従って移動してください。

スライド８９

7、災害時の備え　①
避難所にはすぐに物が届かないこともあります。
災害が起きて避難するときに持ち出す物を、あらかじめ準備しておくことが大切です。
市役所のホームページなどで避難するときに必要な物のリストが公開されています。
それを参考にして、リュックにまとめておくと安心です。
あまり重たくなると避難が大変です。
食べ物や水などは、必要と思われるものだけにしておきましょう。

スライド９０

7、災害時の備え　②
災害は、夜中にも突然起きるかもしれません。
地震で家具が倒れないようにしておきましょう。
テレビが倒れないように台を固定したり、家具が倒れないように、天井と家具の間を固定するグッズがあります。
このようなグッズは、ホームセンターなどで購入できます。

スライド９１

8、相談窓口
災害が起きたとき、誰もが不安になります。
困ったときは、一人で抱え込まないでください。
避難所のスタッフや、近くの大人に相談しましょう。
また、市役所のホームページなどで相談窓口や災害が起きたときに役立つアプリの情報も公開されています。
こちらは、福岡県のホームページでダウンロードできる外国人のための防災ハンドブックです。
イラストはミャンマー語のものですが、日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語など９言語があります。

スライド９２

キーポイント
ここまでのまとめをしていきましょう。

スライド９３

避難所を確認しておく。
いざという時に慌てないよう、市役所のホームページなどで調べておきましょう。
避難所ではマナーを守る。
ケガをした人や体の調子が悪い人も一緒に過ごすところです。
みんなで協力しましょう。
災害のときもルールを守る。
大変な時だからこそ、ルールを守って、混乱しないようにしましょう。
災害に備えておく。
災害は、いつ起こるかわかりません。
持ち出す物などの準備をしておきましょう。

スライド９４

クイッククイズ
それでは、ここまで学んだことをクイズ形式でアウトプットしてみましょう。

スライド９５

では、質問です。
災害が起きたら、どこに避難しますか？
1、友だちの家
2、たくさんの人が集まっているところ
3、地域で決められている避難所
答えは、3です。
人がいるから安全ということではありません。
正しい情報が伝わるのは、避難所です。
近くの避難所はどこにあるのかを市役所などで調べておきましょう。

スライド９６

私たちは、
留学生の皆さんが、
日本で安心して学び、
毎日を安全に過ごせることを応援しています。
不安なことがあれば、一人で悩まず、早めに相談をしてください。

令和 7 年度　文部科学省

「専修学校の国際化推進事業」

九州地域での留学生受入強化および

就職・定着促進のための体制モデル構築事業

『事業報告書』

本報告書は、文部科学省の教育政策推進事業委託費による委託事業として、学校法人九州総合学院が実施した令和 7 年度「専修学校の国際化推進事業」の成果をとりまとめたものです。

発　行：令和 8 年 3 月

発行者：学校法人九州総合学院

〒852-8053　長崎県長崎市葉山 1 丁目 28-32

TEL　095-856-2120